

(別添 40)

社会福祉法人の連携・協働支援事業実施要領

1 目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力や経営基盤を強化するため、法人間連携や社会福祉連携推進法人の設立を促進する必要がある。

本事業は、法人間連携のきっかけづくりに資する取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立支援を強化することにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進することを目的とする。

2 実施主体

3(1)に定める事業の実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）、又は町村（以下「都道府県等」という。）とする。

3(2)に定める事業の実施主体は、都道府県、市、又は都道府県若しくは市が認めた団体とする。

なお、上記いずれの事業においても、都道府県等が実施する場合は、事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することは差し支えない。また、都道府県、又は市が適当と認めた団体が実施主体となる場合は、当該都道府県又は市を通じた間接補助により補助金を交付する。

3 事業内容

法人間連携や社会福祉連携推進法人の設立を一層促進するため、下記の(1)、(2)を実施する事業である。なお、(1)、(2)①、又は(2)②のいずれかのみの実施も可能である。

(1) 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催

地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として、社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する。

関係者会議は、福祉課題解決を検討する過程を通じて各法人の専門分野や強み、経営上の課題が共有され、法人間のつながり構築に資するものとなるよう留意すること。

(2) 社会福祉連携推進法人の設立支援

① 社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備

社会福祉連携推進法人の設立に当たって、社会福祉連携推進法人の設立準備会や参加予定の法人の合同研修会の開催、一般社団法人の設立手続き等の取組を行う。

なお、本事業の実施主体が社会福祉連携推進法人の認定所轄庁となる自治体と異なる場合には、必要な情報又は資料の提供を求める等、十分な連携を図って事業を実施する必要があること。

② 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施やニーズ調査等により次の例に掲げる先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し、実施する。

対象は、社員法人の経営効率化に向けた業務として以下の例のような業務を実施するものとする。なお、当該業務は、社会福祉連携推進評議会による業務評価を受けて公表すること。

<先駆的な社会福祉連携推進業務の例>

- ・社員施設における外国人材の受け入れ支援や社員法人における山脈型キャリアモデル構築支援
- ・地域課題を踏まえた法人後見の実施
- ・都道府県・市が次に該当すると認める業務
 - ・地域において先駆的な業務
 - ・法人間連携による協働事業として先駆的な業務

4 国庫補助基準額等

(1) 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催

国庫補助基準額は、1実施主体につき1,000千円以内とする。

(2) 社会福祉連携推進法人の設立支援

国庫補助基準額は、①については1の社会福祉連携推進法人につき1,500千円以内とし、②については1の社会福祉連携推進法人につき1,000千円以内とする。

5 事業の対象外

(1) 社会福祉連携推進法人の設立支援事業による国庫補助を受けた団体

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について（平成30年3月28日社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙3（1）社会福祉連携推進法人の設立支援事業等、過去に、社会福祉連携推進法人の設立支援事業と同じ内容の国庫補助を受けた団体は、別の社会福祉連携推進法人を設立する場合を除き、3（2）①の対象外とする。

また、過去に先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施と同じ事業内容の国庫補助を受けた団体は、社員を2以上増やした社会福祉連携推進法人を除き対象外とする。